

## 原料費調整制度に基づく

# 平成25年4月のガス料金について

平成25年2月27日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成25年4月検針分に適用される単位料金を平成25年3月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成24年11月～平成25年1月のLNG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格（18,470円/ト）が上越市一般ガス供給約款第30条第2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

また、平成25年4月検針分に適用する料金につきましては、広報上越3月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局

お客様サービス課 営業開発係

TEL 025-522-5514

<別紙>

## 料金表（平成25年4月）

- 供給約款料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

平成25年3月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円（税込）上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m <sup>3</sup>	26～250m <sup>3</sup>	251m <sup>3</sup> ～
基本料金 （円／月）	357	399	609
調整単位料金 （円／m <sup>3</sup> ）	106.99	105.31	104.47
（参考） 3月 調整単位料金	（106.99）	（105.31）	（104.47）

### 【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金（原料費調整制度に基づく  
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金）

（上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます）

## 標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成25年4月 適用料金	平成25年3月 適用料金	増減額	増減率
43m <sup>3</sup>	4,927円／月	4,927円／月	0円／月	0.00%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月あたり平均使用量43m<sup>3</sup>（43.1メガジュール／m<sup>3</sup>）に基づいて算出しています。

## 平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成24年11月～平成25年1月 (4月検針分に適用)	平成24年10月～平成24年12月 (3月検針分に適用)
平均原料価格※ <sup>1</sup>	18,470円/ト	17,430円/ト

基準平均原料価格※ <sup>2</sup>	10,040円/ト
------------------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.27

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格（平成21年6月から8月までのLNG平均価格37,190円×0.27）

### ◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成24年11月～平成25年1月貿易統計値）} \times 0.27 \\
 &= 68,400\text{円/ト} \times 0.27 \\
 &= 18,468.0\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\
 &= 18,470\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

**※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30条2項(2)で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。**

### ◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 18,470\text{円/ト} - 10,040\text{円/ト} \\
 &= 8,430\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\
 &= 8,000\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

### ◆ 調整単位料金（1m<sup>3</sup>あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned}
 \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 8,000\text{円} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 4.725\text{円} \\
 &= 105.315\text{円} \\
 &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\
 &= 105.31\text{円}
 \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m<sup>3</sup>あたり0.07875円（0.075円に1.05を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、

- 基準単位料金単価に対し、1m<sup>3</sup>あたり4.72円（税込）調整します。
- 平成25年3月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

## 原料費調整制度に基づく

# 平成25年5月のガス料金について

平成25年4月2日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成25年5月検針分に適用される単位料金を平成25年4月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成24年12月～平成25年2月のLNG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格（19,850円/ト）が上越市一般ガス供給約款第30条第2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

また、平成25年5月検針分に適用する料金につきましては、広報上越4月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局

お客様サービス課 営業開発係

TEL 025-522-5514

<別紙>

## 料金表（平成25年5月）

- 供給約款料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

平成25年4月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円（税込）上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m <sup>3</sup>	26～250m <sup>3</sup>	251m <sup>3</sup> ～
基本料金 （円／月）	357	399	609
調整単位料金 （円／m <sup>3</sup> ）	106.99	105.31	104.47
（参考） 4月 調整単位料金	（106.99）	（105.31）	（104.47）

### 【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金（原料費調整制度に基づく  
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金）

（上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます）

## 標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成25年5月 適用料金	平成25年4月 適用料金	増減額	増減率
43m <sup>3</sup>	4,927円／月	4,927円／月	0円／月	0.00%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月あたり平均使用量43m<sup>3</sup>（43.1メガジュール／m<sup>3</sup>）に基づいて算出しています。

## 平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成24年12月～平成25年2月 (5月検針分に適用)	平成24年11月～平成25年1月 (4月検針分に適用)
平均原料価格※1	19,850円/ト	18,470円/ト

基準平均原料価格※2	10,040円/ト
------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.27

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格（平成21年6月から8月までのLNG平均価格37,190円×0.27）

### ◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成24年12月～平成25年2月貿易統計値）} \times 0.27 \\
 &= 73,520\text{円/ト} \times 0.27 \\
 &= 19,850.4\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\
 &= 19,850\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

**※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30条2項(2)で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。**

### ◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 16,060\text{円/ト} - 10,040\text{円/ト} \\
 &= 6,020\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\
 &= 6,000\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

### ◆ 調整単位料金（1m<sup>3</sup>あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned}
 \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 6,000\text{円} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 4.725\text{円} \\
 &= 105.315\text{円} \\
 &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\
 &= 105.31\text{円}
 \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m<sup>3</sup>あたり0.07875円（0.075円に1.05を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、

- 基準単位料金単価に対し、1m<sup>3</sup>あたり4.72円（税込）調整します。
- 平成25年4月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

## 原料費調整制度に基づく

# 平成25年6月のガス料金について

平成25年5月7日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成25年6月検針分に適用される単位料金を平成25年5月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成25年1月～平成25年3月のLNG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格（21,010円/ト）が上越市一般ガス供給約款第30条第2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

また、平成25年6月検針分に適用する料金につきましては、広報上越5月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局

お客様サービス課 営業開発係

TEL 025-522-5514

<別紙>

## 料金表（平成25年6月）

- 供給約款料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

平成25年5月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円（税込）上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m <sup>3</sup>	26～250m <sup>3</sup>	251m <sup>3</sup> ～
基本料金 （円／月）	357	399	609
調整単位料金 （円／m <sup>3</sup> ）	106.99	105.31	104.47
（参考） 5月 調整単位料金	（106.99）	（105.31）	（104.47）

### 【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金（原料費調整制度に基づく  
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金）

（上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます）

## 標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成25年6月 適用料金	平成25年5月 適用料金	増減額	増減率
43m <sup>3</sup>	4,927円／月	4,927円／月	0円／月	0.00%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月あたり平均使用量43m<sup>3</sup>（43.1メガジュール／m<sup>3</sup>）に基づいて算出しています。



## 平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成25年1月～平成25年3月 (6月検針分に適用)	平成24年12月～平成25年2月 (5月検針分に適用)
平均原料価格※ <sup>1</sup>	21,010円/ト	19,850円/ト

基準平均原料価格※ <sup>2</sup>	10,040円/ト
------------------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.27

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格（平成21年6月から8月までのLNG平均価格37,190円×0.27）

### ◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成25年1月～平成25年3月貿易統計値）} \times 0.27 \\
 &= 77,800\text{円/ト} \times 0.27 \\
 &= 21,006\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\
 &= 22,010\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30条2項(2)で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

### ◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 16,060\text{円/ト} - 10,040\text{円/ト} \\
 &= 6,020\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\
 &= 6,000\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

### ◆ 調整単位料金（1m<sup>3</sup>あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned}
 \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 6,000\text{円} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 4.725\text{円} \\
 &= 105.315\text{円} \\
 &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\
 &= 105.31\text{円}
 \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m<sup>3</sup>あたり0.07875円（0.075円に1.05を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、

- 基準単位料金単価に対し、1m<sup>3</sup>あたり4.72円（税込）調整します。
- 平成25年5月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

## 原料費調整制度に基づく

# 平成25年7月のガス料金について

平成25年6月5日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成25年7月検針分に適用される単位料金を平成25年6月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成25年2月～平成25年4月のLNG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格（21,810円/ト）が上越市一般ガス供給約款第30条第2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

また、平成25年7月検針分に適用する料金につきましては、広報上越6月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局

お客様サービス課 営業開発係

TEL 025-522-5514

<別紙>

## 料金表（平成25年7月）

- 供給約款料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

平成25年6月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円（税込）上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m <sup>3</sup>	26～250m <sup>3</sup>	251m <sup>3</sup> ～
基本料金 (円/月)	357	399	609
調整単位料金 (円/m <sup>3</sup> )	106.99	105.31	104.47
(参考) 6月 調整単位料金	(106.99)	(105.31)	(104.47)

### 【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく  
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)

(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

## 標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成25年7月 適用料金	平成25年6月 適用料金	増減額	増減率
43m <sup>3</sup>	4,927円/月	4,927円/月	0円/月	0.00%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月あたり平均使用量43m<sup>3</sup>（43.1メガジュール/m<sup>3</sup>）に基づいて算出しています。

## 平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成25年2月～平成25年4月 (7月検針分に適用)	平成25年1月～平成25年3月 (6月検針分に適用)
平均原料価格※ <sup>1</sup>	21,810円/ト	21,010円/ト

基準平均原料価格※ <sup>2</sup>	10,040円/ト
------------------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.27

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格（平成21年6月から8月までのLNG平均価格37,190円×0.27）

### ◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成25年2月～平成25年4月貿易統計値）} \times 0.27 \\
 &= 80,780\text{円/ト} \times 0.27 \\
 &= 21,810.6\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\
 &= 22,810\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

**※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30条2項(2)で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。**

### ◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 16,060\text{円/ト} - 10,040\text{円/ト} \\
 &= 6,020\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\
 &= 6,000\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

### ◆ 調整単位料金（1m<sup>3</sup>あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned}
 \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 6,000\text{円} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 4.725\text{円} \\
 &= 105.315\text{円} \\
 &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\
 &= 105.31\text{円}
 \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m<sup>3</sup>あたり0.07875円（0.075円に1.05を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、

- 基準単位料金単価に対し、1m<sup>3</sup>あたり4.72円（税込）調整します。
- 平成25年6月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

## 原料費調整制度に基づく

# 平成25年8月のガス料金について

平成25年7月1日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成25年8月検針分に適用される単位料金を平成25年7月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成25年3月～平成25年5月のLNG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格（22,280円/ト）が上越市一般ガス供給約款第30条第2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

また、平成25年8月検針分に適用する料金につきましては、広報上越7月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局

お客様サービス課 営業開発係

TEL 025-522-5514

<別紙>

## 料金表（平成25年8月）

- 供給約款料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

平成25年7月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円（税込）上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m <sup>3</sup>	26～250m <sup>3</sup>	251m <sup>3</sup> ～
基本料金 （円／月）	357	399	609
調整単位料金 （円／m <sup>3</sup> ）	106.99	105.31	104.47
（参考） 7月 調整単位料金	（106.99）	（105.31）	（104.47）

### 【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金（原料費調整制度に基づく  
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金）

（上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます）

## 標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成25年8月 適用料金	平成25年7月 適用料金	増減額	増減率
43m <sup>3</sup>	4,927円／月	4,927円／月	0円／月	0.00%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月あたり平均使用量43m<sup>3</sup>（43.1メガジュール／m<sup>3</sup>）に基づいて算出しています。

## 平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成25年3月～平成25年5月 (8月検針分に適用)	平成25年2月～平成25年4月 (7月検針分に適用)
平均原料価格※ <sup>1</sup>	22,280円/ト	21,810円/ト

基準平均原料価格※ <sup>2</sup>	10,040円/ト
------------------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.27

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格（平成21年6月から8月までのLNG平均価格37,190円×0.27）

### ◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成25年3月～平成25年5月貿易統計値）} \times 0.27 \\
 &= 82,500\text{円/ト} \times 0.27 \\
 &= 22,275.0\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\
 &= 22,280\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30条2項(2)で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

### ◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 22,280\text{円/ト} - 10,040\text{円/ト} \\
 &= 12,240\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\
 &= 12,000\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

### ◆ 調整単位料金（1m<sup>3</sup>あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned}
 \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 12,000\text{円} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 9.45\text{円} \\
 &= 110.04\text{円} \\
 &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\
 &= 110.04\text{円}
 \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m<sup>3</sup>あたり0.07875円（0.075円に1.05を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、

- 基準単位料金単価に対し、1m<sup>3</sup>あたり4.72円（税込）調整します。
- 平成25年7月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

## 原料費調整制度に基づく

# 平成25年9月のガス料金について

平成25年8月6日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成25年9月検針分に適用される単位料金を平成25年8月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成25年4月～平成25年6月のLNG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格（22,660円/ト）が上越市一般ガス供給約款第30条第2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

また、平成25年9月検針分に適用する料金につきましては、広報上越8月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局

お客様サービス課 営業開発係

TEL 025-522-5514



<別紙>

## 料金表（平成25年9月）

- 供給約款料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

平成25年8月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円（税込）上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m <sup>3</sup>	26～250m <sup>3</sup>	251m <sup>3</sup> ～
基本料金 （円／月）	357	399	609
調整単位料金 （円／m <sup>3</sup> ）	106.99	105.31	104.47
（参考） 8月 調整単位料金	（106.99）	（105.31）	（104.47）

### 【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金（原料費調整制度に基づく  
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金）

（上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます）

## 標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成25年9月 適用料金	平成25年8月 適用料金	増減額	増減率
43m <sup>3</sup>	4,927円／月	4,927円／月	0円／月	0.00%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月あたり平均使用量43m<sup>3</sup>（43.1メガジュール／m<sup>3</sup>）に基づいて算出しています。

## 平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成25年4月～平成25年6月 (9月検針分に適用)	平成25年3月～平成25年5月 (8月検針分に適用)
平均原料価格※ <sup>1</sup>	22,660円/ト	22,280円/ト

基準平均原料価格※ <sup>2</sup>	10,040円/ト
------------------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.27

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格（平成21年6月から8月までのLNG平均価格37,190円×0.27）

### ◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成25年4月～平成25年6月貿易統計値）} \times 0.27 \\
 &= 83,940\text{円/ト} \times 0.27 \\
 &= 22,663.8\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\
 &= 22,660\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30条2項(2)で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

### ◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 22,660\text{円/ト} - 10,040\text{円/ト} \\
 &= 12,620\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\
 &= 12,600\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

### ◆ 調整単位料金（1m<sup>3</sup>あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned}
 \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 12,600\text{円} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 9.735\text{円} \\
 &= 110.325\text{円} \\
 &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\
 &= 110.31\text{円}
 \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m<sup>3</sup>あたり0.07875円（0.075円に1.05を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、

- 基準単位料金単価に対し、1m<sup>3</sup>あたり4.72円（税込）調整します。
- 平成25年8月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

## 原料費調整制度に基づく

# 平成25年10月のガス料金について

平成25年8月30日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成25年10月検針分に適用される単位料金を平成25年9月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成25年5月～平成25年7月のLNG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格（22,790円/ト）が上越市一般ガス供給約款第30条第2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

また、平成25年10月検針分に適用する料金につきましては、広報上越9月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局

お客様サービス課 営業開発係

TEL 025-522-5514

<別紙>

## 料金表（平成25年10月）

- 供給約款料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

平成25年9月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円（税込）上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m <sup>3</sup>	26～250m <sup>3</sup>	251m <sup>3</sup> ～
基本料金 （円／月）	357	399	609
調整単位料金 （円／m <sup>3</sup> ）	106.99	105.31	104.47
（参考） 9月 調整単位料金	（106.99）	（105.31）	（104.47）

### 【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金（原料費調整制度に基づく  
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金）

（上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます）

## 標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成25年10月 適用料金	平成25年9月 適用料金	増減額	増減率
43m <sup>3</sup>	4,927円／月	4,927円／月	0円／月	0.00%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月あたり平均使用量43m<sup>3</sup>（43.1メガジュール／m<sup>3</sup>）に基づいて算出しています。

## 平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成25年5月～平成25年7月 (10月検針分に適用)	平成25年4月～平成25年6月 (9月検針分に適用)
平均原料価格※ <sup>1</sup>	22,790円/ト	22,660円/ト

基準平均原料価格※ <sup>2</sup>	10,040円/ト
------------------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.27

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格（平成21年6月から8月までのLNG平均価格37,190円×0.27）

### ◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成25年5月～平成25年7月貿易統計値）} \times 0.27 \\
 &= 84,400\text{円/ト} \times 0.27 \\
 &= 22,788.0\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\
 &= 22,790\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

**※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30条2項(2)で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。**

### ◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 22,790\text{円/ト} - 10,040\text{円/ト} \\
 &= 12,750\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\
 &= 12,700\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

### ◆ 調整単位料金（1m<sup>3</sup>あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned}
 \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 12,700\text{円} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 10.0125\text{円} \\
 &= 110.6025\text{円} \\
 &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\
 &= 110.60\text{円}
 \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m<sup>3</sup>あたり0.07875円（0.075円に1.05を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、

- 基準単位料金単価に対し、1m<sup>3</sup>あたり4.72円（税込）調整します。
- 平成25年9月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

## 原料費調整制度に基づく

# 平成25年11月のガス料金について

平成25年10月3日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成25年11月検針分に適用される単位料金を平成25年10月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成25年6月～平成25年8月のLNG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格（22,250円/ト）が上越市一般ガス供給約款第30条第2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

また、平成25年11月検針分に適用する料金につきましては、広報上越10月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局

お客様サービス課 営業開発係

TEL 025-522-5514

<別紙>

## 料金表（平成25年11月）

- 供給約款料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

平成25年10月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4,72円（税込）上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m <sup>3</sup>	26～250m <sup>3</sup>	251m <sup>3</sup> ～
基本料金 （円／月）	357	399	609
調整単位料金 （円／m <sup>3</sup> ）	106.99	105.31	104.47
（参考） 10月 調整単位料金	（106.99）	（105.31）	（104.47）

### 【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金（原料費調整制度に基づく  
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金）

（上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます）

## 標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成25年11月 適用料金	平成25年10月 適用料金	増減額	増減率
43m <sup>3</sup>	4,927円／月	4,927円／月	0円／月	0.00%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月あたり平均使用量43m<sup>3</sup>（43.1メガジュール／m<sup>3</sup>）に基づいて算出しています。

## 平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成25年6月～平成25年8月 (11月検針分に適用)	平成25年5月～平成25年7月 (10月検針分に適用)
平均原料価格※1	22,250円/ト	22,790円/ト

基準平均原料価格※2	10,040円/ト
------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.27

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格（平成21年6月から8月までのLNG平均価格37,190円×0.27）

### ◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成25年6月～平成25年8月貿易統計値）} \times 0.27 \\
 &= 82,410\text{円/ト} \times 0.27 \\
 &= 22,250.7\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\
 &= 22,250\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30条2項(2)で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

### ◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 22,250\text{円/ト} - 10,040\text{円/ト} \\
 &= 12,210\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\
 &= 12,200\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

### ◆ 調整単位料金（1m<sup>3</sup>あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned}
 \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 12,200\text{円} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 9.525\text{円} \\
 &= 110.115\text{円} \\
 &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\
 &= 110.11\text{円}
 \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m<sup>3</sup>あたり0.07875円（0.075円に1.05を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、

- 基準単位料金単価に対し、1m<sup>3</sup>あたり4.72円（税込）調整します。
- 平成25年10月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。



## 原料費調整制度に基づく

# 平成25年12月のガス料金について

平成25年11月21日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成25年12月検針分に適用される単位料金を平成25年11月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成25年7月～平成25年9月のLNG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格（21,680円/ト）が上越市一般ガス供給約款第30条第2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

また、平成25年12月検針分に適用する料金につきましては、広報上越11月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局

お客様サービス課 営業開発係

TEL 025-522-5514

<別紙>

## 料金表（平成25年12月）

- 供給約款料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

平成25年11月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4,72円（税込）上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m <sup>3</sup>	26～250m <sup>3</sup>	251m <sup>3</sup> ～
基本料金 （円／月）	357	399	609
調整単位料金 （円／m <sup>3</sup> ）	106.99	105.31	104.47
（参考） 11月 調整単位料金	（106.99）	（105.31）	（104.47）

### 【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金（原料費調整制度に基づく  
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金）

（上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます）

## 標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成25年12月 適用料金	平成25年11月 適用料金	増減額	増減率
43m <sup>3</sup>	4,927円／月	4,927円／月	0円／月	0.00%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月あたり平均使用量43m<sup>3</sup>（43.1メガジュール／m<sup>3</sup>）に基づいて算出しています。

## 平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成25年7月～平成25年9月 (12月検針分に適用)	平成25年6月～平成25年8月 (11月検針分に適用)
平均原料価格※ <sup>1</sup>	21,680円/ト	22,250円/ト

基準平均原料価格※ <sup>2</sup>	10,040円/ト
------------------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.27

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格（平成21年6月から8月までのLNG平均価格37,190円×0.27）

### ◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成25年7月～平成25年9月貿易統計値）} \times 0.27 \\
 &= 80,280\text{円/ト} \times 0.27 \\
 &= 21,675.6\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\
 &= 21,680\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30条2項(2)で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

### ◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 21,680\text{円/ト} - 10,040\text{円/ト} \\
 &= 11,640\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\
 &= 11,600\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

### ◆ 調整単位料金（1m<sup>3</sup>あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned}
 \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 11,600\text{円} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 9.135\text{円} \\
 &= 109.725\text{円} \\
 &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\
 &= 109.72\text{円}
 \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m<sup>3</sup>あたり0.07875円（0.075円に1.05を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、

- 基準単位料金単価に対し、1m<sup>3</sup>あたり4.72円（税込）調整します。
- 平成25年11月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

## 原料費調整制度に基づく

# 平成26年1月のガス料金について

平成25年12月2日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成26年1月検針分に適用される単位料金を平成25年12月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成25年8月～平成25年10月のLNG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格（21,080円/ト）が上越市一般ガス供給約款第30条第2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

また、平成26年1月検針分に適用する料金につきましては、広報上越12月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局

お客様サービス課 営業開発係

TEL 025-522-5514

<別紙>

## 料金表（平成26年1月）

- 供給約款料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

平成25年12月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4,72円（税込）上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m <sup>3</sup>	26～250m <sup>3</sup>	251m <sup>3</sup> ～
基本料金 （円／月）	357	399	609
調整単位料金 （円／m <sup>3</sup> ）	106.99	105.31	104.47
（参考） 12月 調整単位料金	（106.99）	（105.31）	（104.47）

### 【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金（原料費調整制度に基づく  
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金）

（上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます）

## 標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成26年1月 適用料金	平成25年12月 適用料金	増減額	増減率
43m <sup>3</sup>	4,927円／月	4,927円／月	0円／月	0.00%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月あたり平均使用量43m<sup>3</sup>（43.1メガジュール／m<sup>3</sup>）に基づいて算出しています。

## 平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成25年8月～平成25年10月 (1月検針分に適用)	平成25年7月～平成25年9月 (12月検針分に適用)
平均原料価格※1	21,080円/ト	21,680円/ト

基準平均原料価格※2	10,040円/ト
------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.27

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格（平成21年6月から8月までのLNG平均価格37,190円×0.27）

### ◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成25年8月～平成25年10月貿易統計値）} \times 0.27 \\
 &= 78,060\text{円/ト} \times 0.27 \\
 &= 21,076.2\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\
 &= 21,080\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30条2項(2)で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

### ◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 21,080\text{円/ト} - 10,040\text{円/ト} \\
 &= 11,040\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\
 &= 11,000\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

### ◆ 調整単位料金（1m<sup>3</sup>あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned}
 \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 11,000\text{円} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 8.6625\text{円} \\
 &= 109.2525\text{円} \\
 &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\
 &= 109.25\text{円}
 \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m<sup>3</sup>あたり0.07875円（0.075円に1.05を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、

- 基準単位料金単価に対し、1m<sup>3</sup>あたり4.72円（税込）調整します。
- 平成25年12月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

## 原料費調整制度に基づく

# 平成26年2月のガス料金について

平成25年12月27日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成26年2月検針分に適用される単位料金を平成26年1月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成25年9月～平成25年11月のLNG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格（21,150円/ト）が上越市一般ガス供給約款第30条第2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

また、平成26年2月検針分に適用する料金につきましては、広報上越1月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局

お客様サービス課 営業開発係

TEL 025-522-5514

<別紙>

## 料金表（平成26年2月）

- 供給約款料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

平成26年1月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円（税込）上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m <sup>3</sup>	26～250m <sup>3</sup>	251m <sup>3</sup> ～
基本料金 （円／月）	357	399	609
調整単位料金 （円／m <sup>3</sup> ）	106.99	105.31	104.47
（参考） 1月 調整単位料金	（106.99）	（105.31）	（104.47）

### 【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金（原料費調整制度に基づく  
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金）

（上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます）

## 標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成26年2月 適用料金	平成26年1月 適用料金	増減額	増減率
43m <sup>3</sup>	4,927円／月	4,927円／月	0円／月	0.00%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月あたり平均使用量43m<sup>3</sup>（43.1メガジュール／m<sup>3</sup>）に基づいて算出しています。



## 平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成25年9月～平成25年11月 (2月検針分に適用)	平成25年8月～平成25年10月 (1月検針分に適用)
平均原料価格※1	21,150円/ト	21,080円/ト

基準平均原料価格※2	10,040円/ト
------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.27

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格（平成21年6月から8月までのLNG平均価格37,190円×0.27）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成25年9月～平成25年11月貿易統計値）} \times 0.27 \\
 &= 78,340\text{円/ト} \times 0.27 \\
 &= 21,151.8\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\
 &= 21,150\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30条2項(2)で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 21,150\text{円/ト} - 10,040\text{円/ト} \\
 &= 11,110\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\
 &= 11,000\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1m<sup>3</sup>あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned}
 \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 11,000\text{円} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 8.6625\text{円} \\
 &= 109.2525\text{円} \\
 &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\
 &= 109.25\text{円}
 \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m<sup>3</sup>あたり0.07875円（0.075円に1.05を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、

- 基準単位料金単価に対し、1m<sup>3</sup>あたり4.72円（税込）調整します。
- 平成26年1月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

## 原料費調整制度に基づく

# 平成26年3月のガス料金について

平成26年2月3日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成26年3月検針分に適用される単位料金を平成26年2月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成25年10月～平成25年12月のLNG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格（21,890円/ト）が上越市一般ガス供給約款第30条第2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

また、平成26年3月検針分に適用する料金につきましては、広報上越2月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局

お客様サービス課 営業開発係

TEL 025-522-5514

<別紙>

## 料金表（平成26年3月）

- 供給約款料金（毎月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

平成26年2月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円（税込）上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m <sup>3</sup>	26～250m <sup>3</sup>	251m <sup>3</sup> ～
基本料金 （円／月）	357	399	609
調整単位料金 （円／m <sup>3</sup> ）	106.99	105.31	104.47
（参考） 2月 調整単位料金	（106.99）	（105.31）	（104.47）

### 【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金（原料費調整制度に基づく  
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金）

（上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます）

## 標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成26年3月 適用料金	平成26年2月 適用料金	増減額	増減率
43m <sup>3</sup>	4,927円／月	4,927円／月	0円／月	0.00%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月あたり平均使用量43m<sup>3</sup>（43.1メガジュール／m<sup>3</sup>）に基づいて算出しています。

## 平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成25年10月～平成25年12月 (3月検針分に適用)	平成25年9月～平成25年11月 (2月検針分に適用)
平均原料価格※ <sup>1</sup>	21,890円/ト	21,150円/ト

基準平均原料価格※ <sup>2</sup>	10,040円/ト
------------------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.27

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格（平成21年6月から8月までのLNG平均価格37,190円×0.27）

### ◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成25年10月～平成25年12月貿易統計値）} \times 0.27 \\
 &= 81,080\text{円/ト} \times 0.27 \\
 &= 21,891.6\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\
 &= 21,890\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30条2項(2)で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

### ◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 21,890\text{円/ト} - 10,040\text{円/ト} \\
 &= 11,850\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\
 &= 11,800\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

### ◆ 調整単位料金（1m<sup>3</sup>あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned}
 \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 11,800\text{円} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 9.315\text{円} \\
 &= 109.905\text{円} \\
 &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\
 &= 109.91\text{円}
 \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m<sup>3</sup>あたり0.07875円（0.075円に1.05を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、

- 基準単位料金単価に対し、1m<sup>3</sup>あたり4.72円（税込）調整します。
- 平成26年2月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。